

「調剤業務一部委託事業」の活用

特例活用の背景

- 薬剤師は、薬を患者に渡した後のフォローや医師へのフィードバックといった**対人業務が重要であるが、調剤業務に多くの時間を費やしている。**
- このような中、大阪府（大阪市）で活用されている本特例について、**県内事業者から愛知県全域での実施に向けた提案**があった。

特例措置の内容

薬局の**調剤業務の一部（一包化に係るものに限る。）を他の薬局に委託**することを可能とする。

業務実施区域

愛知県全域

（薬局に対する指導監督は、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、豊田市が行う。）

※愛知県内の薬局数：3,703店舗
（2025年3月末時点）



期待される効果

◎ 調剤業務の効率化を図り、対人業務の時間を創出！

- 薬剤師の専門性を発揮する業務の充実（投薬後のフォロー、医師へのフィードバックの充実）
- 入退院支援を含めた病院と薬局薬剤師の連携強化、医療・介護の多職種と薬局薬剤師の協働
- セルフメディケーションの推進、生活全般の健康相談・支援